令和7年度(2025年度)熊本県保健医療推進協議会
次 第

日時:令和8年(2026年)1月9日(金)
午後2時30分から午後4時00分
場所:熊本県庁行政棟本館 地下大会議室

1 開 会

2 健康福祉部長挨拶

3 議 題

(1) 第8次熊本県保健医療計画の取組状況について

(2) 第8次熊本県保健医療計画中間見直しについて

(3)その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1:第8次熊本県保健医療計画概要

資料2:第8次保健医療計画の取組状況

資料3:第8次保健医療計画の評価指標進捗状況

資料4:第8次熊本県保健医療計画中間見直しについて

資料5:「第8次熊本県保健医療計画」正誤表

熊本県保健医療推進協議会委員名簿

（任期：就任の日からR8.3.31まで）
（委員氏名50音順・敬称略）

	所　属	役職等	氏　名	備考
1	熊本県議会厚生常任委員会	副委員長	荒川 知章	新規就任
2	一般社団法人熊本県歯科医師会	会長	牛島　隆	新規就任
3	熊本県消費者団体連絡協議会	副代表	内田　久子	新規就任・欠席
4	熊本保健科学大学	教授	岡　順子	
5	公益財団法人熊本県総合保健センター	所長	加藤　貴彦	協議会副会長
6	熊本県介護保険施設連絡協議会 （熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会）	代表	金澤　知徳	
7	熊本県訪問看護ステーション連絡協議会	理事	木村　浩美	
8	熊本県町村会	高森町長	草村　大成	
9	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	常務理事	坂本　公一	
10	公益社団法人熊本県医師会	副会長	坂本　不出夫	
11	公益社団法人熊本県精神科協会	副会長	高森　薫生	
12	熊本県保険者協議会	副会長	冨田　和典	
13	公益社団法人熊本県薬剤師会	会長	富永　孝治	
14	熊本大学病院	病院長	平井　俊範	
15	公益社団法人熊本県医師会	会長	福田　稠	協議会会長
16	熊本県市長会	人吉市長	松岡　隼人	
17	公益社団法人全国自治体病院協議会 熊本県支部	支部長	水田　博志	
18	公益社団法人熊本県看護協会	会長	本　尚美	
19	熊本県PTA連合会	会長	山口　法子	
20	公益社団法人全日本病院協会 熊本県支部	支部長	山田　一隆	

令和７年度（2025年度）熊本県保健医療推進協議会　配席図

令和８年１月９日（金）14:30 ～

県庁行政棟本館　地下大会議室

正面席

荒川 知章 委員	加藤　貴彦 副会長	福田　稠 会長	冨田　和典 委員
○	◎	◎	○

左側席

牛島　隆　委員	○
岡　順子　委員	○
金澤　知徳　委員	○
木村　浩美　委員	○
草村　大成　委員	○
坂本　公一　委員	○
坂本　不出夫　委員	○
高森　薫生　委員	○

右側席

○	富永　孝治　委員
○	平井　俊範　委員
○	松岡　隼人　委員
○	水田　博志　委員
○	本　尚美　委員
○	山口　法子　委員
○	山田　一隆　委員

報道席　傍聴席

事務局席（前列）

○	○	○	○	○	○
篠田健康局長	本田長寿社会局長	鍬本政策審議監	下山健康福祉部長	木脇医監	清水子ども・障がい福祉局長

事務局席（後列）

○	○	○	○	○	○	○	○
子ども家庭福祉課 中村課長	子ども未来課 緒方課長	障がい者支援課 竹中課長	認知症施策・地域ケア推進課 永野課長	高齢者支援課 笠課長	国保・高齢者医療課 黒瀬課長	薬務衛生課 飯野課長	健康づくり推進課 堤課長

○	○	○	○	○	○	○
医療政策課 神西課長	健康危機管理課 松本審議員	健康福祉政策課 入田課長	健康福祉政策課 前田政策調整審議員	健康福祉政策課 井課長補佐	健康福祉政策課 黒田参事	健康福祉政策課 開田参事

関係課席

関係課席

通路　通路　通路

熊本県保健医療推進協議会設置要項

（設置）
第１条　熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本県保健医療推進協議会（以下「県協議会」という。）を設置する。
（協議事項）
第２条　県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項について協議する。
（１）　健康づくりと疾病予防対策に関する事項
（２）　保健医療提供体制に関する事項
（３）　保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
（４）　その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項
（組織）
第３条　県協議会は、委員３０人以内で構成する。
２　委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。
３　委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　県協議会に会長及び副会長を１人置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
（会議）
第５条　県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。
（庶務）
第６条　県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。
（専門委員会）
第７条　県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。
（地域協議会）
第８条　県協議会に、地域保健医療推進協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。
２　地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

３　地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。

（１）　健康づくりと疾病予防対策に関する事項

（２）　保健医療提供体制に関する事項

イ　地域における必要な医療の確保に関する事項

ロ　病院開設計画等に関する事項

ハ　へき地保健医療に関する事項

ニ　救急医療に関する事項

ホ　その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項

（３）　保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項

（４）　保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項

（５）　その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

４　第３条から第５条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第３条から第５条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第３条第２項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第３項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

（地域協議会の専門部会）

第９条　地域協議会に、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第１０条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附　　則

１　この要項は、昭和６３年４月２６日から施行する。

２　熊本県保健医療対策推進組織設置要項（昭和４９年２月１日制定）は、廃止する。

附　　則

１　この要項は、平成２年７月１３日から施行する。

２　平成２年７月１３日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分を有効とする。

附　　則

１　この要項は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要項は、平成１０年６月２９日から施行する。

２　改正後の第３条第３項及び第８条第５項の規定は、施行日以後の任期満了に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附　　則

１　この要項は、平成１３年４月２日から施行する。

附　　則

１　この要項は、平成１５年１０月１５日から施行する。

附　　則

１　この要項は、平成１８年６月２７日から施行する。

附　　則

１　この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

附　　則

１　この要項は、平成３０年１２月２５日から施行する。

附　　則

１　この要項は、令和６年１１月２７日から施行する。

別表（第８条関係）

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本・上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所